

令和4年度第2回 千葉市史跡保存整備委員会  
議 事 録

1 日時 令和5年3月25日（土） 午前10時00分～午前11時40分

2 場所 千葉中央コミュニティセンター 9階93会議室  
希望する委員は、Zoomによるオンライン参加

3 出席者 【委員】

青木委員長、設楽副委員長、赤坂委員、今村委員、佐々木委員  
谷口委員、中村委員

【オブザーバー】

千葉県教育庁教育振興部文化財課  
松浦指定文化財班文化財主事、速水指定文化財班文化財主事

【事務局】

（生涯学習部）佐々木部長

（文化財課）佐久間課長、蚊谷新博物館整備室長、横山課長補佐  
森本主査、武田主任主事、永井主任技師

（加曾利貝塚博物館）神野館長、長原主査

（埋蔵文化財調査センター）西野所長

4 議題

特別史跡加曾利貝塚新博物館整備運営事業者選定に係る要求水準書（案）について

5 議事の概要

「特別史跡加曾利貝塚新博物館整備運営事業者選定に係る要求水準書（案）」について、事務局案を説明し、博物館の運営方法、調査研究、教育普及業務などについて委員から質問・意見があり回答した。

6 会議経過

【開会】

（事務局：横山課長補佐）

ただいまより、「令和4年度 第2回 千葉市史跡保存整備委員会」を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます 文化財課 補佐の横山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は7名の委員全員にご出席いただいております。委員半数以上のご出席をいただいておりますので、千葉市史跡保存整備委員会設置条例第5条第2項により、会

議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本委員会は 千葉市情報公開条例第 25 条に基づき会議を公開しております。議事録につきましても、同じく公開することとなっておりますので、事務局が作成した案を出席委員にご確認いただき、委員長の承認により確定いたします。本日は傍聴人はおりません。

なお、適宜換気するなど新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、会議を進めてまいります。また、本日は対面とオンライン併用で開催いたします。恐れ入りますが、委員の先生方にはご発言前に氏名をおっしゃっていただくようお願いいたします。

はじめに、教育委員会を代表して、生涯学習部長の佐々木より、一言ご挨拶を申し上げます。

(事務局：佐々木部長)

皆様おはようございます。ただいま紹介にあがりまして、生涯学習部長の佐々木と申します。令和 4 年度第 2 回 千葉市史跡保存整備委員会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、出席いただきまして誠にありがとうございます。本年度新博物館整備室で検討を進め、2 月 17 日に公表をいたしました新博物館の整備運営に求める業務の要求水準書案についてご報告申し上げ、委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。要求水準書案は新博物館の設計施工業務、開館準備業務、開館後 10 年間の運営業務まで多岐に渡る要求水準をまとめたものです。本日の会に先立ちまして事前に多くの資料を送付させていただきまして、またご確認いただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。今後、新博物館整備室にいただきましたご意見を踏まえまして PFI 事業の審議議決を経て、要求水準書を確定・公表させていきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、それぞれご専門のお立場からご助言賜えますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくどうぞお願いいたします。

(事務局：横山課長補佐)

それでは、次第に従いまして、これより議題に入らせていただきます。

ここからの議事進行は、青木委員長をお願いいたします。

(青木委員長)

それでは、議事を進めさせていただきます。「特別史跡加曽利貝塚新博物館整備運営事業者選定に係る要求水準書 (案)」等について事務局より説明をお願いします。

【議題 特別史跡加曽利貝塚新博物館整備運営事業者選定に係る要求水準書 (案) について】

〔事務局説明：議題 特別史跡加曽利貝塚新博物館整備運営事業者選定に係る要求水準書 (案) について 説明。〕

(青木委員長)

ただいま、事務局からご説明がありましたが、委員の方からご意見・ご質問はありますか。

(谷口委員)

資料 9 には市の直営業務がたくさん書かれていますが、資料 2 にはその記載が少ないよう

に感じるが、整合を取るべきではないでしょうか。例えば調査全般に関しては資料9には書かれているが、資料2には少ない。

(事務局：武田主任主事)

ご指摘のとおり、資料9には市が直営で行うものとして詳細を記載しているが、事業者に提示する実施方針・要求水準書(資料2)には市の直營業務の記載は含めていません。今後整合を図る必要があると考えています。

(設楽副委員長)

資料9の2/12頁、「2. 調査研究」>「調査・研究全般」>「調査研究計画」の「実施」は市と事業者の項目にそれぞれ○●が記載されており、市と事業者が共同で行うものとなっています。したがって、資料2の5頁、「⑥ 市が単独で実施する業務」>「エ 運營業務」には、「(ア)収集保存業務」のみがあり、市と事業者が共同で行うものとされる「調査研究計画」は含まれていないと解釈した。谷口委員のご心配は、事業者が主体となって「調査研究計画」を行うイメージに捉えられかねない、ということですよ。共同で行う業務の主体者が市と事業者のいずれに当たるのかが、曖昧になっている点があります。市と事業者が共同で行う業務について、市主体として行うもの、事業者主体として行うものを仕分けして記載した方がよいのではないのでしょうか。

(事務局：蚊谷室長)

調査研究を市が単独で行う業務として位置付け、事業者がそれに関知しないということにしてしまうと、博物館運営における一体感が図られない恐れがあります。例えば、企画展示を行う際には、企画・準備から事業者には関与してもらおうが、「なぜこのテーマで企画展を行うのか」を理解してもらうためには、市職員が行う調査研究の計画を事業者としても少なくとも知っておく必要があります。「調査・研究全般」では、この他にも、「その他調査研究」>「共同研究」・「調査・研究活動の計画策定・実施支援」を共同項目として設けています。以上の理由により、「調査研究」を「⑥ 市が単独で実施する業務」には含めていません。

なお、共同で行う業務の場合、市で行うことと、事業者が行う事の主体者がどちらになるかについては、今後の事業者との質疑対話等で十分に説明をしていきます。

(赤坂委員)

「展示」は市と事業者が共同で行う業務であり、展示内容に関わる調査研究に事業者が関わるのは必要です。また、展示のノウハウは事業者の方がよく知っていることもあり、研究の趣旨については市職員が精通していることから、共同で行う業務とする必要があるでしょう。

(青木委員長)

調査研究部門と言っても、学芸が行う考古学研究の他にも博物館運営に関する研究があります。後者については、事業者の方がノウハウを多く持っている可能性があるため、事業者にも博物館運営に関する研究を行ってもらった必要があるでしょう(アンケート調査などもその一つ)。博物館運営に関する調査研究などを、実施方針・要求水準に位置づける必要もあるのではないのでしょうか。

(中村委員)

DBO方式により運営されている博物館もしくは博物館相当施設はありますか。

(事務局：蚊谷室長)

鳥取県立美術館が相当します。

(中村委員)

例えば千葉市動物公園は民間が関わっていますよね。そのままの形ではないけれども、民間の活用とノウハウをいただくということで、これだけの大きな博物館でこれをやるというのは未知の世界ですね。心配しているのは、先ほど統括マネージャーの話がありましたけれども、それは事業者さんの一つのヘッドですよ。それから博物館における館長もいますよね。館長と統括マネージャーのトップ同士がしっかりしていれば、すごく良いことや新しいことができる可能性を期待しているということです。事業者のトップもしっかりやり、博物館の機能的な調査・研究をしっかりやれば(よいのではと思います)。今こんなに細かいことをやっているというのも、その辺を整理していかないといけないですね。これは仕様書ですかね。要求水準書って何かなって思ったけど。民間の力を、我々も含めて加曽利貝塚で蓄積していた展示に向けての議論がまだまだ足りないと思うので。これから事業者さんも含めてしっかりやっていくシステムがあるといいですよ。そして、我々の立場はこれからどうなるのかということも含めて。これから頑張ってくださいと思います。

特に展示はSDGsと縄文を結びつけるという話もありましたけれど、未来に向かって発信という非常に注目されるため、きちんとやっていくことが必要かと思います。

(青木委員長)

他の先生方はいかがでしょうか。

(今村委員)

次の項目については、事業者の業務範囲と認識してよろしいでしょうか。展示解説のディレクションや集客に関するマーケティング、アンケート調査、サイトの運営、ツイッター等のSNSによる情報発信、体験メニューの開発、イベントの開催です。また、地域を跨ぐ連携事業(イベント等の取り組み)、例えば東北地方の縄文遺跡群を抱える自治体等との連携事業等も事業者に委任するのか、もしくは市が単独で行うのかについて確認させてください。

(事務局：武田主任主事)

情報発信については、ノウハウを有する事業者主体で行うものと想定しています(資料9、9/12頁、「5 情報公開・発信・プロモーション」参照)。

教育普及については、すべてを事業者に委任することは考えていません。資料9、8/12頁、「4. 教育普及」>「体験学習」>「体験教室(入門編)」(※幼児～小学校低学年)と「体験講座(中級編)」(※中学生以上)における業務主体を比較するならば、前者は事業者主体、後者は市主体としています。ただし、後者の場合も、事業者が市に対して支援を行うものとなりました。

また、他館及び他市町村自治体との連携業務については、市の直営業務とします。

(佐々木委員)

資料3、22頁、「(2) 環境保全性」>①>「ア SDGsに基づく新博物館の取組の考え方」について、同資料、17頁、「(ウ) 工事監理業務」に解体工事に伴う用地の樹木伐採があるが、

伐木等を博物館の体験等に活用する計画はありますか。他館では、縄文の道具を用いた伐採体験や伐木を木材に用いて公園内の施設を建設する計画、枝等を薪ストーブの燃料として市民に提供する計画等を行っており、資材を活用しながら博物館を建設しているところもあります。

また、資料9、1/12頁、「1. 収集保存」>「資料収集」>「現生動物骨格標本の製作・収集」に関して、動物標本だけでなく、植物標本も併せて収集すべきではないでしょうか。

(事務局：蚊谷室長)

用地の解体工事に伴い樹木伐採を行う必要がありますが、これによる伐木等の体験メニューへの活用等は、事業者による企画提案の範囲に含めています。これらすべてを要求水準書に含めてしまうと、事業者の創意工夫のための余白がなくなってしまいます。本市の方針としては、要求水準書では細かく規定せずに、事業者の創意工夫を求めることとしています。

(青木委員長)

植物標本についても、動物標本と同水準で収集する方針で検討していただくという事でお願いします。

(中村委員)

環境考古学的面で、現生植物とつながる部分もあるので、用地における樹木伐採を通して、植物標本を収集するという手段も含めて検討いただきたいです。

(中村委員)

民間のノウハウ活用にも限界があり、加曽利貝塚のような重要な遺跡の博物館を、一部であっても最初からすべて民間に委任するようなことはあってはならないのではないですか。民間のノウハウを千葉市が活用することを前提に、まずは、業務を把握する館長及び市職員が上に立って民間を指導し、いずれは任せていくという姿勢が必要ではないでしょうか。

(事務局：佐々木部長)

市と事業者の役割が曖昧になってはいけないので、役割を区分するのは当然のことだが、それは上下の関係というものではないと思います。大切な視点は、事業者が関わることによって、どうしたら相乗効果が得られるのかということであり、そうした視点に立って事業者と本市が協力する姿勢にあるということをご理解いただければと思います。

(中村委員)

基本姿勢は理解しています。ただし、上下の関係でなくとも、現場では市職員が博物館業務を担っているという姿勢をもつことが大切ではないでしょうか。

(青木委員長)

本質的には、市と事業者が協力して新しい博物館を建設・運営していく必要があります、DBO方式で運営している博物館が数少ないことから試行錯誤の中でしっかりと意思疎通することが肝要ですね。

(設楽副委員長)

今村委員から発言のあった、展示解説、集客マーケティング、サイトの運営、イベントの開催、エリアを跨ぐ連携イベントの開催については、市と事業者が共同で行っていく業務であることを再確認させてもらいたいです。いずれも事業者に一任するのはよろしくないと思

います。研究を反映するものであることから、必ず、市と共同で行ってほしいです。

(事務局：武田主任主事)

事務局としても、市と事業者の共同により運営していくものと認識しており、要求水準書においても、共同の業務として記載しています。

(事務局：蚊谷室長)

要求水準書に記載されているとおり、事業者のみで実施する業務は少ないです。基本的には市と共同で行う業務となっており、その意味でも、市と意思疎通して共同で実施・運営できる事業者を選定することが重要です。そのためにも、5年間の指定管理者制度は採用せず、10年間のDBO方式を採用しています。

(中村委員)

10年の期間であっても、第1期・第2期・第3期等といったように、期間区分を考えていただきたいです。

(事務局：蚊谷室長)

定期的なモニタリング、中間検査等の仕組みを設定する予定です。

(設楽副委員長)

資料2、18頁、「2. 業務品質の確保」>「(3) 事業の実施状況の業績監視」が重要です。具体的な方法等は決まっているのでしょうか。

(事務局：蚊谷室長)

業績監視については、事務局でモニタリングの基準を検討しているところであり、改めて審議していただきたいと思います。

(青木委員長)

当初の目的の一つとして、新博物館を研究機関として位置付けることがあったが、今回の資料では明確に位置付けられていません。その理由としては、今回の事項はPFIについての話であるため、事業者との共同ではなく市が独自で行うことであるため盛り込まれていないことは理解しています。ただし、研究機関として研究機関番号あるいは研究者番号を取得するためには膨大な作業を伴うだけでなく、予算面で言えば、研究者一人当たり研究費36万円を用意すること等、諸々の条件をクリアするための準備期間と予算が必要になります。開館時に研究機関としての承認を受けられるようにするのであれば、今後5年間で条件を整える必要があり、場合によっては開館前年度の申請が必要になる可能性もあるので、このことを視野に入れて準備を進めていただきたいです。なお、千葉県立中央博物館では令和2年度の外部資金(科研費や財団助成金等)だけで3,600万円の収入がある。研究機関としての資格をとるということは、資金面、博物館の運営面でも有益であるため、実現に向けて着実に準備を進めていただけたらと思います。

(設楽副委員長)

資料2、3～4頁、「i. 必須事業」のうち、イ・エのみ、「(市と共同して実施)」とあるが、要求水準書を見る限りでは、ア・ウも同様です。事業者が単独で実施する業務と捉えられかねないため、こちらにも明記しないと、誤解される可能性があるため、盛り込んだ方がわかりやすいと思います。

(事務局：蚊谷室長)

検討いたします。

(青木委員長)

議論半ばの部分もあるが、これ以降は質問等があれば、委員の皆様には事務局と直接問い合わせをお願いいたします。これで本日の議事を終了いたします。

(事務局：横山課長補佐)

青木委員長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては熱心にご協議いただきましてありがとうございました。それでは以上を持ちまして、令和4年度第2回千葉市史跡保存整備委員会を閉会いたします。

——了——